

市町村交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)		
・市町村交付金（社会保障財源分）		154,294 千円
(歳出)		
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費		758,297 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源分の市町村交付金)	その他
社会福祉	児童福祉事業	207,311	164,091	0	0	13,970	29,250
	小計	207,311	164,091	0	0	13,970	29,250
社会保険	介護保険事業	217,124	13,465	0	0	65,829	137,830
	国民健康保険事業	99,270	57,896	0	0	13,373	28,001
	後期高齢者医療保険	234,592	42,380	0	3,115	61,122	127,975
	小計	550,986	113,741	0	3,115	140,324	293,806
合計		758,297	277,832	0	3,115	154,294	323,056

※社会保障4経費：消費税法第1条第2項に規定する経費

※社会福祉：生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめることを意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉など

※社会保険：保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される強制保険的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金など

地方単独事業及び国庫補助負担金事業における社会保障施策に要する経費に充当し、各事業の一般財源で按分しています。